

第3回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

IJTテクノロジーホールディングス株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	株式会社アイメタルテクノロジー 自動車部品工業株式会社 テーデーエフ株式会社 東北三和金属株式会社 株式会社三栄製作所 トーカイ株式会社 PT.Asian Isuzu Casting Center PT.Jidosha Buhin Indonesia Jibuhin(Thailand)Co.,Ltd.

(注) 当連結会計年度において、連結子会社でありました株式会社いすゞテクノサンドは、平成27年6月1日付で株式会社アイメタルテクノロジーを存続会社とする吸収合併により消滅しました。また、PT.TJForge Indonesiaは、事業拡大に伴う設備投資実施のため、平成27年5月11日付で第三者割当増資を行ったことにより持分比率が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めておりません。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	3社
非連結子会社の名称	株式会社ジェイ・ビー・ケー・サービス JMスチール株式会社 テーデーエフ興産株式会社

連結の範囲から除いた理由

上記非連結子会社3社は小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3社

会社等の名称 株式会社富士商会

ITForging (Thailand) Co.,Ltd.

PT.TJForge Indonesia

(注) 当連結会計年度において、連結子会社でありましたPT.TJForge Indonesiaは、事業拡大に伴う設備投資実施のため、平成27年5月11日付で第三者割当増資を行ったことにより持分比率が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数 3社

会社等の名称 株式会社ジェイ・ビー・ケー・サービス

JMスチール株式会社

テーデーエフ興産株式会社

持分法を適用していない関連会社の数 1社

会社等の名称 高浜企業有限会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.Jidosha Buhin Indonesia および Jibuhin (Thailand) Co.,Ltd.の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品……………主として総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～31年

構築物 10～30年

機械および装置 3～16年

車両および運搬具 4～7年

工具、器具および備品 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は3～15年です。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく、ポリ塩化ビフェニルの処理費用等の環境対策費用の支出に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、持分法を適用している在外子会社の計算書類は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ⑤ 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	8,788百万円
機械装置	5,547 //
土地	5,864 //
その他	35 //
計	20,235百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	1,830百万円
長期借入金	1,792 //
計	3,623百万円

なお、短期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)、長期借入金には登記留保に係る債務が787百万円、162百万円それぞれ含まれております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 140,980百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,395百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 49,154,282株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	390	利益剰余金	8.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	390	8.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。
受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。
借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円未満切り捨て)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
① 現金及び預金	10,908	10,908	—
② 受取手形及び売掛金	19,366	19,366	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	762	762	—
④ 支払手形及び買掛金	(16,162)	(16,162)	—
⑤ 短期借入金(※2)	(1,563)	(1,563)	—
⑥ 長期借入金(※2)	(13,324)	(13,375)	(50)

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、ならびに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、ならびに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額6,491百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸用の事務所および倉庫等(土地を含む。)を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため時価等に関する注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,199円52銭
1株当たり当期純利益	40円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 …………… 総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 …………… 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～15年
工具器具備品 5～10年
- (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 8百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 5,210百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,813百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
営業取引	営業収益	1,244百万円
	営業費用	191百万円
営業取引以外の取引	受取利息	19百万円
	支払利息	9百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

395,740株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	8百万円
長期未払費用	4百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	14百万円

繰延税金負債

その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円

差引：繰延税金資産純額 14百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	9百万円
固定資産－繰延税金資産	4百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年 法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年 法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱アイメタルテクノロジー	直接 100.0	経営管理の 受託 役員の兼任	経営管理料の受取	243	—	—
				配当金の受取	336	—	—
				資金の返済	1,800	関係会社 短期借入金	200
				利息の支払	4	—	—
				当社の銀行借入に 対する債務被保証	6,000	—	—
子会社	自動車部品工業㈱	直接 100.0	経営管理の 受託 役員の兼任	経営管理料の受取	360	—	—
				配当金の受取	178	—	—
				資金の借入	600	関係会社 短期借入金	600
				利息の受取	0	—	—
				利息の支払	4	—	—
				当社の銀行借入に 対する債務被保証	6,000	—	—
子会社	テーデーエフ㈱	直接 100.0	経営管理の 受託 役員の兼任 資金の援助	経営管理料の受取	98	—	—
				配当金の受取	28	—	—
				資金の貸付	1,350	関係会社 短期貸付金	4,300
				利息の受取	19	—	—
				当社の銀行借入に 対する債務被保証	6,000	—	—

関連会社	PT.TJForge Indonesia	間接 49.5	資金の援助	資金の貸付	608	関係会社 長期貸付金	608
				利息の受取	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料の受取条件は、経営管理契約書に定める算定式に基づき決定しております。
2. 資金の借入及び利息の支払については、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っております。
3. 銀行借入に関し債務保証を受けております。取引金額は当事業年度の末日現在の被保証残高であります。また、保証料の支払は行っておりません。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、取引金額につきましては、当事業年度における純増減額を記載しております。
5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	738円59銭
1 株当たり当期純利益	11円80銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。